

外資規制の周辺

中央大学法科大学院教授
森・濱田松本法律事務所弁護士
野 村 修 也

I. 外資規制

外資規制

- 一般的規制＝外為法(2007年9月に規制強化)
防衛関連製品を製造する日本企業の株式の10%以上を取得する場合には主務大臣への事前届出が必要。審査の結果、安全保障上問題があると判断された場合には、変更・中止が勧告される
- 個別的規制＝NTT法(NTT)、電波法・放送法(放送局など)、航空法(航空会社)、金融商品取引法(証券取引所など)など

諸外国の外資規制

各國の内資規制

法律	日本	米国	フランス	ドイツ
外資法	エクソソル・フロー リオ禁則	通商金融法 海外貿易統制法		
対象業種	軍需、航空機、電気、通信など	金融	武器、防衛、船舶用エノジン	
新規取引	上場企業の10%以上の株式取得	上場企業の10%以上の株式取得 競抜権の35%以上の株式取得	競抜権の25%以上の株式取得	
監査権	国内の資金など	国家安全保障 国家安全保障上の利益	安全保障上の利益	

II フルドックンス事件

ブルドックソース事件①

特徴

ブルドックソースには事前の防衛策がなかった
対立が生じてからの事後的な防衛行為だった
すべての株主に対し1株につき3個の新株予約権を無
償で発行
新株予約権1個あたり1円を払い込めば株式1株がもら
える

ステイールパートナーズとその仲間だけは新株予約権
を行使できない

その代わり、新株予約権1個あたり396円で会社が買
い取る

株主総会の特別決議に基づいて発行
新株予約権が行使されるとステイールパートナーズの
持株比率が急落する

ブルドックソース事件②

- ・ 地裁決定(差し止めを退ける)
 - 株主総会決議によっていることを評価
 - ステイアーレ・パートナーズの経済的損失を回避している点を評価
- ・ 高裁決定
 - ステイアーレ・パートナーズは「乱用的買収者」である
経営者は株主価値の向上だけを追求せず
多数の利害関係人の利益を考慮して行動すべし

取扱戦略の決定①

(1) 株主平等の原則に反するとの主張について

ア法109条1項は、株式会社(以下「会社」という。)は株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならないとして、株主平等の原則を定めている。

新株予約権無償割当てが新株予約権者の差別的な取扱いを内容とするものであつても、これは株式の内容等に直接関係するものではないから、直ちに株主平等の原則に反するというまでもない。しかし、株主は、株主としての資格に基づいて新株予約権の割当てを受けるところ、法278条2項は、株主に割り当てる新株予約権を割り当てる「株主に割り当てる新株予約権の内容が同一であることを前提としているものと解されるのであって、法109条1項に定める株主平等の原則の趣旨は、新株予約権無償割当ての場合についても及ぶというべきである。

そして、本件新株予約権無償割当ては、割り当てられる新株予約権の内容につき、抗告人関係者以外の株主の新株予約権を全部行使した場合、又は、相手方が本件取得条項に基づき抗告人関係者以外の株主の新株予約権を全部取得し、その対価として株式が交付された場合には、抗告人関係者は、その持株比率が大幅に低下するという不利益を受けることとなる。

イ株主平等の原則は、個々の株主の利益を保護するため、会社に対し、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱うことを義務付けるものであるが、個々の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の存立、発展なしには考えられないものとの企業価値を差別的に取り扱つたとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、これを持続され、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれがあるなど、会社の利益が害されることがあるようになる場合には、その防止を最終的には、あつたとか、虚偽であった事実が実際には存在しなかつたり、虚偽であったなど、判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵は認められない。

ウ本件総会において本件議案は、議決権総数の約83.4%の賛成を得て可決されたのであるから、抗告人関係者が株主の共同の利益を害することになると判断したものといふことができる。そして、本件総会の手続に適正を欠く点があつた、上記判断は、抗告人関係者において、発行済株式のすべてを取得することを目的としているにもかかわらず、相手方の経営を行つ予定はないとして経営方針を明示せず、投下資本の回収方針についても明らかになかつたことなどであるから、当該判断に、その正当性を失わせる

最高裁の決定②

工そこで、抗告人による経営支配権の取得が相手方の企業価値をき損し、相手方の利益ひいては株主の共同の利益を害することになるという本件総会における株主の判断を前提にして、本件新株予約権無償割当が衡平の理念に反し、相当性を欠くものであるか否かを検討する。

抗告人関係者は、本件新株予約権無償割当では、抗告人関係者以外のほとんどの既存株主が、本件の取得条項に基づき抗告人関係者の有する本件新株予約権の取得が実行されない場合においても、相手方に申し入れることにより締結された本件新株予約権の議決権度を防ぐために必要な措置として金員の交付を受けたことでもできず、その有する本件新株予約権の議決権度を防ぐために必要となると認められることにより、本件公開買付けの買付価格に基づき算定された本件新株予約権の影響を考慮しても、相手方が本件新株予約権無償割当で金員の支払を受けることができる。これらが、本件新株予約権無償割当が、人間関係者には、その有する本件新株予約権の議決権度を防ぐために必要となると認められることによるものとの見合いである。しかし、本件新株予約権無償割当では、抗告人による経営支配権の取得に伴う相手方の企業価値のき損を防ぐために必要となると認められることによるものとの見合いである。

抗告人関係者は、本件新株予約権無償割当では、抗告人による経営支配権の取得が相手方の企業価値をき損するに至る。しかしながら、本件新株予約権無償割当では、抗告人による経営支配権の取得に伴う相手方の企業価値のき損を防ぐために必要となると認められることによるものとの見合いである。

抗告人関係者は、本件新株予約権無償割当では、抗告人による経営支配権の取得が相手方の企業価値をき損するに至る。しかしながら、本件新株予約権無償割当では、抗告人による経営支配権の取得に伴う相手方の企業価値のき損を防ぐために必要となると認められることによるものとの見合いである。

抗告人関係者が原審のいう濫用的買収者に当たるといえるか否かにかかわらず、これまで説示した理由により、本件新株予約権無償割当では、株主平等の原則の趣旨に反するものではなく、法令等に違反しないといべきである。

問題提起

- ・ 第三者に対する有利発行の場合は異なり、本件では、一般株主に不利益は生じない
- ・ 本件株主総会決議は、不利益を被る者の了解をとったのでではなく、買収者を排除したいかどうかをたずねたもの
- ・ 株主総会の特別決議があれば、理由の如何を問わず、特定の株主の株式取得を阻止できるのか（鬼頭4要件との関係、持合復活への懸念）→企業価値研究会の報告書
- ・ 買収者に金銭を配ることはグリーンメーラーを呼び寄せるのではないか→企業価値研究会の報告書
- ・ 本件は、本当に新株予約権の発行を必要としたのか

ライブドア事件といわゆる鬼頭4要件

- ・支配権争奪時における新株予約権の発行は原則として許されない
- ・例外としての「明白侵害」
 - ①グリーンマーク
 - ②焦土化経営
 - ③不合理なLBO
 - ④不合理な資産売却等による略奪